

受付番号	12	受付月日	5月15日
		午前・午後	2時45分

東郷町議会議長 井俣 憲治 殿

東郷町議会議員

議席番号 2 番 氏名 國府田 さとみ ㊟

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問したいので通告します。

記

No. 2 - 1

質問事項	質 問 要 旨	答 弁 者
1. いじめ防止における取り組みについて	<p>平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」をうけ、本町では昨年7月に「東郷町いじめ防止基本方針」が策定された。それを踏まえた取り組みの具体的施策内容を伺う。</p> <p>(1) いじめ防止等のための組織について</p> <p>①「東郷町いじめ問題対策連絡協議会」について、その主旨及び具体的な構成メンバー、協議会の開催運用内容は。</p> <p>②「東郷町いじめ問題専門委員会」について、その主旨及び具体的な構成メンバー、運用内容は。</p> <p>③「いじめ・不登校問題対策委員会」について、その主旨及び具体的な構成メンバー、運用内容は。</p> <p>(2) 実施すべき施策について</p> <p>①未然防止に向けた相談体制の整備状況（各校における具体的な整備内容）及び関係機関との連携とは何か。</p> <p>②学校・家庭・地域の連携体制とは。</p> <p>③教職員の資質の向上としての研修等の実施状況及び今後の計画は。</p> <p>④インターネットに関連しいじめの未然防止や早期発見への具体的な対応、対策は。</p> <p>⑤広報・啓発活動の実施状況及び今後の取り組みは。</p>	町長 担当部長

質問事項	質問要旨	答弁者
<p>2. 要保護児童生徒における就学援助について</p>	<p>(3) 施策を形骸化させない為には。</p> <p>① 町が実施すべき施策の実効性を検証し、見直す為の仕組みは。</p> <p>② 学校が実施すべき施策においては、各学校が策定している「いじめ防止基本方針」に基づく内容と思われるが、その実施状況と実効性の把握はどの様に行われ、どう検証されるのか。</p> <p>要保護児童生徒の就学援助費の支給に関しては、これまで、学校教育法によりその申請対象が“児童”であることから、入学後にしか申請ができず、実際に援助金が支給されるのは6月ごろであった。これは、入学前準備に多くの費用がかかる現状に照らし合わせると支給時期に問題があったといえる。しかしながら、この3月31日付けて文科省が「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」の運用を改正し、入学準備金の支給を“就学予定者”にも行うことを決定した。その結果、入学前支給は2018年度入学の新1年生から適用されることとなった。</p> <p>これをうけ、本町でも出来るだけ早い対応を進めるべきだと考えることから、今後の取組みについて伺う。</p> <p>(1) 昨年12月議会にて門原議員の質問に対し、前向きに研究・検討していくとの答弁があった。その後の具体的な検討内容について。</p> <p>① 重複・超過支給の可能性、認定作業の時期、認定作業が複数回になる業務負荷、予算調整、要綱、システム改修など。ボトルネックとなるものに対する解決に必要な施策とは。</p> <p>② 2018年度新入生への対応は可能か。</p> <p>(2) 対象者への周知について。</p> <p>① 現行の支給申請における情報提供はどのように行われているか。</p> <p>② 窓口での積極的な案内など、周知徹底に向けた検討は。</p>	<p>町長 担当部長</p>

(注) 要旨は、具体的に記載すること。